

平成29年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について（概要版）

調査について

- 趣旨 体罰の根絶に向けた取組を行うため、都内公立学校における実態を的確に把握する。
- 対象 区市町村立及び都立学校全2,161校の校長、副校長、教職員、児童・生徒全てを対象に調査を行った。
- 内容 平成29年度に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導（以下「体罰等」という。）又はその疑いのある事案について調査を行った。
- 方法 教職員・・・校長による聞き取り調査 児童・生徒・・・質問紙調査及び聞き取り調査
- 備考 この調査以外で判明し、報告があった平成29年度に発生した体罰等事案も含めている。

1 体罰等の行為者数等について

	27年度	28年度	29年度	前年度差
学校設置数	2,173校	2,167校	2,161校	▲6校
本調査への報告のあった学校数	397校 (18.3%)	343校 (15.8%)	299校 (13.8%)	▲44校

態様別	27年度	28年度	29年度	前年度差
(1) 体罰	62人 (11.3%)	34人 (8.4%)	22人 (5.5%)	▲12人
(2) 不適切な行為	303人 (55.2%)	236人 (58.1%)	219人 (54.5%)	▲17人
(3) 指導の範囲内	184人 (33.5%)	136人 (33.5%)	161人 (40.1%)	25人
計	549人	406人	402人	▲4人

2 体罰の内容について

行為者別	27年度	28年度	29年度	前年度差
教職員	58人	29人	21人	▲8人
外部指導員等	1人	5人	1人	▲4人
卒業生・上級生等	3人	-	-	-

場面別	27年度	28年度	29年度	前年度差
授業等の教育活動中	51人	24人	16人	▲8人
部活動中	11人	10人	6人	▲4人

場所別	27年度	28年度	29年度	前年度差
教室・職員室	24人	10人	8人	▲2人
校庭・体育館	11人	9人	6人	▲3人
生徒指導室・廊下等	16人	4人	1人	▲3人
その他（校外部活動を含む。）	11人	11人	7人	▲4人

体罰者別	27年度	28年度	29年度	前年度差
教職員から体罰を受けた児童・生徒数	100人	56人	23人	▲33人
外部指導員等から体罰を受けた児童・生徒数	2人	6人	1人	▲5人
卒業生・上級生等から体罰を受けた児童・生徒数	4人	-	-	-
体罰を受けた児童・生徒数 計	106人	62人	24人	▲38人

傷害別	27年度	28年度	29年度	前年度差
あざ・内出血等	3人	1人	-	▲1人
鼻血・口内出血	2人	3人	1人	▲2人
擦過傷・切り傷	-	-	-	-
骨折	-	-	-	-
捻挫	3人	-	-	-
火傷	1人	-	-	-
その他	1人	-	2人	2人
児童・生徒に傷害を負わせた行為者数 計	10人	4人	3人	▲1人

		27年度	28年度	29年度	前年度差
原因別	態度が悪い	29人	12人	1人	▲11人
	指示に従わない	17人	10人	8人	▲2人
	技能・知識が求める水準に達しない	1人	5人	3人	▲2人
	意欲が求める水準に達しない	1人	1人	2人	1人
	問題行動を止めるため	9人	2人	2人	-
	その他	5人	4人	6人	2人
認識別	感情的になってしまった	47人	20人	10人	▲10人
	言葉で繰り返し言っても伝えられなかった	8人	7人	7人	-
	体罰とっていなかった	3人	2人	5人	3人
	人間関係ができていたので許されると思った	3人	3人	-	▲3人
	体罰を行う以外考えられなかった	1人	1人	-	▲1人
	高い成績、成果の期待に応えようと思った	-	1人	-	▲1人

課題

- 体罰、不適切な行為を行った者はともに前年度より減少し、本調査を開始した平成24年度（182人）との比較では、約8分の1に減少した。その一方で、体罰には至らない不適切な行為のうち、暴言等を行った者は、前年度と比較して増加（不適切な行為に占める割合が約8%増加）している。（別冊詳細資料2頁下表参照）
- 体罰の程度が著しい事案は前年度と比較して減少したが、このうち、悪質・危険な行為を行った事案が依然として発生している。（別冊詳細資料9頁参照）

体罰等の根絶に向けた今後の主な取組

- 7・8月を体罰防止月間とし、本調査結果を踏まえた校内研修等を全公立学校で実施
- 全公立学校が体罰根絶の宣言を行い、ホームページ等で公表
- 体罰等により懲戒処分を受けた者に対し、再発防止の観点から、アンガーマネジメント研修等を実施
- 体罰等を含むサービス事故の未然防止に向け、教職員がとるべき具体的な行動例等をまとめたガイドラインを、サービス事故防止研修等あらゆる機会を捉えて活用

〔参考〕

分類（※1）	基準
(1) 体罰	懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【例】たたく、殴る、蹴る、投げる、長時間にわたる正座・起立（児童・生徒に指示して行われた場合を含む。）
(2) 不適切な行為	ア、不適切な指導 児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使 【例】おでこを弾く（デコピン）、手をはたく（しゅべ）、小突く、胸倉をつかんで説教する
	イ、行き過ぎた指導 運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導 【例】目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の現況に適合していない指導 等
	ウ、暴言等 教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動 【例】罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する暴言、馬鹿にする 等
(3) 指導の範囲内	注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の極軽微な有形力の行使 【例】短時間正座させて説諭する、腕をつかんで連れて行く、頭を押さえる（社会通念上妥当な範囲に限る。）

（※1）平成25年度に作成した「体罰関連行為のガイドライン」で示された体罰分類基準に基づく